

春日井市水防計画

令和2年修正

春日井市水防計画書目次

第1章	目的	1
第2章	水防の責任	1
第3章	水防組織 第1 春日井市の水防体制 1 水防本部の組織 2 消防団の組織 3 水防組織にかかる人員配置一覧 4 水防本部の事務分担 5 水防配備態勢	1～5
第4章	水防施設 第1 水防資器材 1 水防資器材総括表	6
第5章	重要水防箇所 第1 重要水防箇所	7～11
第6章	水防に関する予報・警報 第1 水防に関する予報・警報の種類と発表基準 1 気象及び洪水についての予報・警報 第2 水防に関する予報・警報の伝達 1 気象、洪水に関する警報等伝達系統図	12 12
第7章	水防警報 第1 水防警報の意義 第2 水防警報を行う河川 1 国土交通大臣が水防警報を行う河川とその区域 2 愛知県知事が水防警報を行う河川とその区域 第3 水防警報を発する基準 1 水防警報の対象水位観測所及び発令基準 2 水防警報の段階と内容 第4 水防警報伝達系統 1 庄内川（志段味地区） 2 八田川	13 13 13 14
第8章	洪水予報 第1 洪水予報の意義 第2 洪水予報を行う河川及び実施区域 1 国土交通大臣が指定した河川 第3 洪水予報に関する基準地点 1 国土交通大臣が指定した河川 第4 洪水予報の種類と基準 1 庄内川 第5 洪水予報伝達系統 1 国土交通大臣が指定した河川	14 14 15 15 16

第9章	水位情報の周知 第1 水位情報の周知の意義 第2 水位情報の周知を行う河川及びその区域 第3 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位 1 知事が指定した河川 第4 水位情報伝達系統 1 知事が水位情報の周知を行う河川	16 16 17 17
第10章	水防活動 第1 雨量・水位の監視 1 春日井市雨量観測所 2 愛知県水防テレメーターシステム水位観測局 3 春日井市水防テレメーターシステム水位観測局 4 危機管理型水位計 第2 水防巡視 1 巡視責任者 2 平常時の巡視 3 非常配備時の巡視 第3 消防団の出動 1 水防管理者の責務 2 出動準備及び出動の基準と活動内容 3 集合指令及び集合場所 4 相互の援助 第4 避難 第5 水防標識 第6 決壊等の通報並びに決壊後の処理 1 決壊等の通知 2 決壊後の処置 3 決壊等による被害状況の報告 第7 水防解除 第8 費用負担と公用負担 1 費用負担 2 公用負担 3 損失補償 第9 水防報告と水防記録	18～20 21 21～22 22 23 24～25 25 25～26 27～29
第11章	他の水防機関等との協力応援 第1 居住者の義務等 第2 警察官の応援 第3 他の水防管理団体の応援 第4 自衛隊の応援	30 30 30 30
第12章	排水機の運転調整の意義	31～35
第13章	水防訓練	36

第1章 目的

この計画は水防法(昭和24年6月4日法律第193号。以下「法」という。)、愛知県水防計画及び春日井市地域防災計画の定めるところに基づき、管内河川、ため池の洪水による水災を警戒・防御し、これによる被害を軽減するため水防上必要な事項を具体的に定め、水防活動の万全を期し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2章 水防の責任

法第3条により、春日井市は、その区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

また、下水道管理者に対し、水防計画に基づき水防管理団体が行う水防活動に協力することを義務付ける。

第3章 水防組織

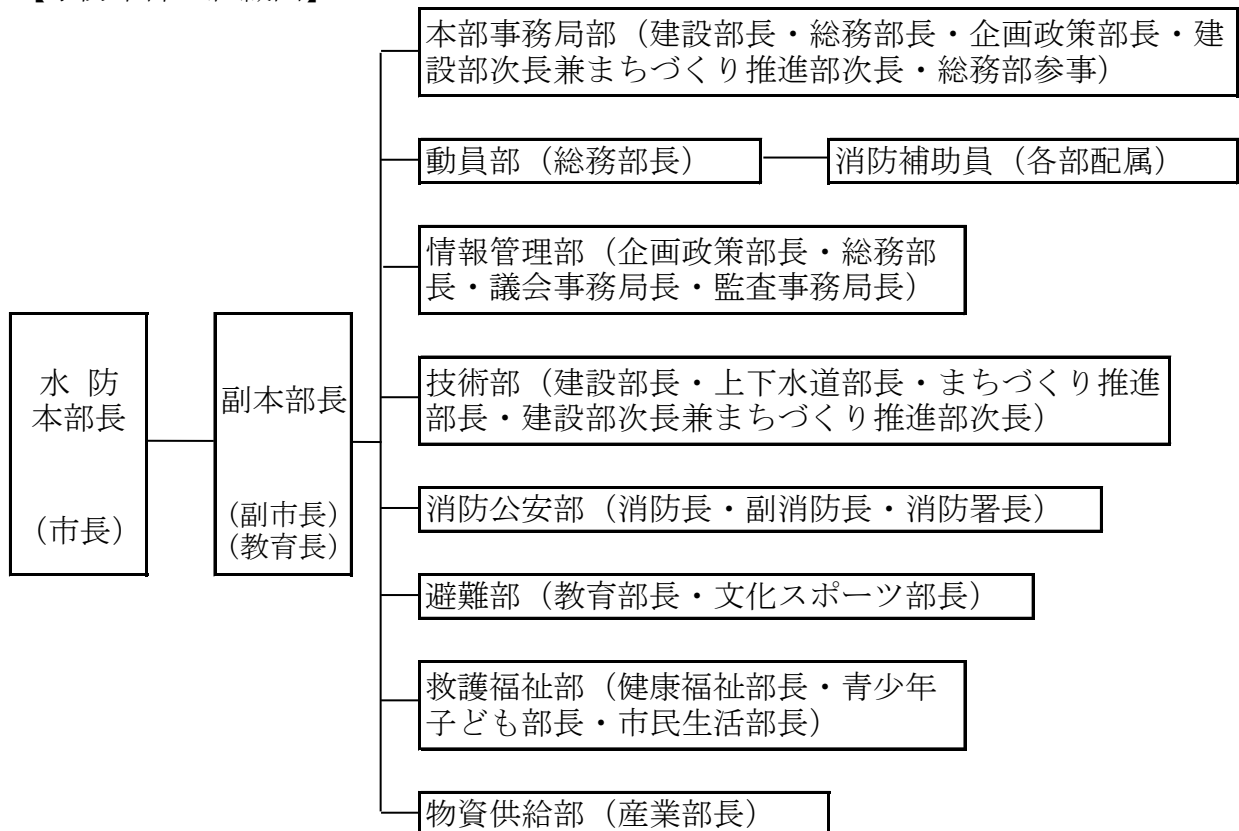
第1 春日井市の水防体制

1 水防本部の組織

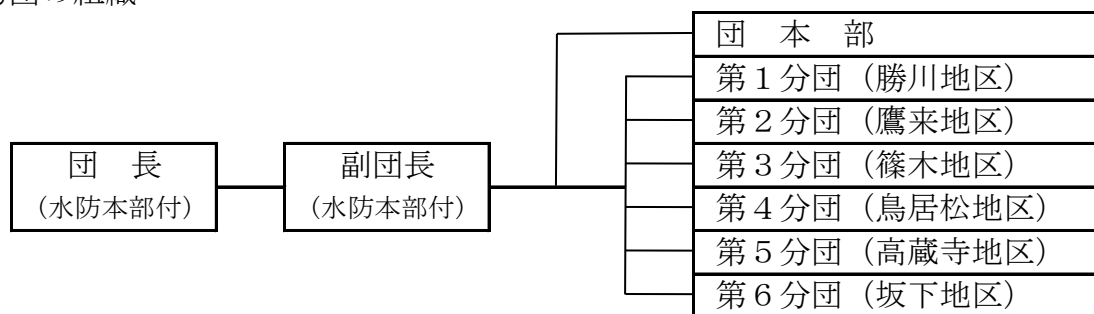
市は、水防時における諸情勢の的確なる措置、諸対策を講ずるため、法第10条若しくは第11条の規定により、気象状況の通知があったときから本部事務局部長（建設部長）が解散を指示するまでの間、市役所内に水防本部を設ける。

- ①水防本部は、災害対策本部を構成する各部班のうち水防活動に特に関係の深い部班で編成する機関であり、水防業務の総括にあたり、事務局を建設部におく。
- ②状況により水防本部を設置することなく、災害警戒本部において事務を処理することができる。
- ③災害対策本部が設置されたときは、それに包括されるものとする。

【水防本部の組織図】



2 消防団の組織



3 水防組織にかかる人員配置一覧

		本 部 長	副 本 部 長	・部長 参事 ・次長	副 消 防 署 長 ・ 副 消 防 長	消 防 出 張 所 長	課 長	課 長 補 佐	主 査	他 の 従 事 者	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	消 防 団 員	合 計
本 部	部 員	1	3	16	2	5	52	101	216	403						799
	消防補助員									230						230
	小 計	1	3	16	2	5	52	101	216	633						1029
消 防 団	団本部										1	2			14	17
	第1分団												1	1	21	23
	第2分団												1	1	15	17
	第3分団												1	1	9	11
	第4分団												1	1	18	20
	第5分団												1	1	17	19
	第6分団												1	1	17	19
小 計											1	2	6	6	111	126
合 計	1	3	16	2	5	52	101	216	633	1	2	6	6	111	1155	

4 水防本部の事務分担

水防本部の事務分担は、次表のとおりであるが、常に気象状況、水位状況等に注意し、水防事務の万全なる遂行に支障をきたさないようにしなければならない。

(◎責任者、○副責任者)

部	部長	総括担当者	活動内容	担当課
本部 事務局	◎建設部長 ○総務部長 ○建設部次長兼 まちづくり推 進部次長	河川排水課長 市民安全課長	1 水防本部の設置 2 被害状況等の集約、関係機関等への伝達 3 避難情報の検討、発令 4 自衛隊の派遣要請、広域応援要請 5 応急対策全般の調整	河川排水課 市民安全課
	○総務部参事	総務課長	1 通信の統制、確保、運用 2 車両、応援資機材の調達、確保 3 緊急通行車両の確認申請 4 庁舎駐車場の確保、エレベーターの稼働指示 5 罹災証明書の発行	総務課
	○企画政策部長 (本部長付)	秘書課長	1 見舞い者等への応接及び秘書	秘書課
動員部	◎総務部長	人事課長	1 参集職員の把握 2 動員体制の検討、応援配置調整 3 消防補助員の招集、割振り 4 その他職員の動員	人事課
情報 管理部	◎企画政策部長 ○総務部長 ○議会事務局長 ○監査事務局長	広報広聴課長 企画政策課長 議事課長 監査課長	1 避難情報の広報 2 報道機関との連絡調整、災害広報 3 災害に関する写真、映像等記録、整理	広報広聴課 企画政策課 議事課 監査課
		情報システム課長	1 気象情報、被害情報等の収集 2 市内雨量、河川水位等の把握、記録	情報システム課
供給部 物資	◎産業部長	経済振興課長 企業活動支援課長 農政課長	1 食料、生活必需品の調達、管理、供給 2 炊き出し 3 農業用水（新木津（高山制水門及び兵田堰以外）上条、高貝、愛知用水）の確認巡視、応急対策	経済振興課 企業活動支援課 農政課
消防 公安部	◎消防長 ○副消防長 ○消防署長	消防総務課長 消防救急課長 予防課長 通信指令室長 副署長 東出張所長 西出張所長 南出張所長 北出張所長 高蔵寺出張所長	1 消火、救出、救助、救急 2 避難の勧告、指示、誘導 3 災害情報、気象情報の収集、連絡 4 被害状況の把握、記録、連絡 5 関係機関との連絡調整 6 消防補助員の指揮、監督	消防総務課 消防救急課 予防課 通信指令室 消防署 東出張所 西出張所 南出張所 北出張所 高蔵寺出張所

部	部長	総括担当者	活動内容	担当課
避難部	◎教育部長 ○文化スポーツ部長	教育総務課長 学校教育課長 学校給食課長 文化・生涯学習課長	1 避難所の開設、管理 2 教育施設の被害調査、応急復旧	教育総務課 学校教育課 学校給食課 文化・生涯学習課
救護福祉部	◎健康福祉部長 ○青少年子ども部長 ○市民生活部長	健康増進課長 子ども政策課長 保険医療年金課長 保育課長	1 救護所の開設、診療等 2 医療機関との連絡調整 3 医療品等の調達、供給 4 医療ボランティアの受け入れ、調整 5 指定避難所及び福祉避難所への職員の派遣 6 福祉施設の被害調査、応急復旧	健康増進課 子ども政策課 保険医療年金課 保育課
		地域福祉課長 介護・高齢福祉課長 障がい福祉課長 生活支援課長	1 要配慮者の避難支援 2 指定避難所及び福祉避難所への職員の派遣 3 福祉施設の被害調査、応急復旧	地域福祉課 介護・高齢福祉課 障がい福祉課 生活支援課
技術部	◎建設部長 ○上下水道部長 ○まちづくり推進部長 ○建設部次長兼まちづくり推進部次長	河川排水課長 道路課長 公園緑地課長 施設管理課長 上下水道経営課長 上下水道業務課長 水道工務課長 下水建設課長 都市政策課長 都市整備課長 住宅政策課長 ニュータウン創生課長 建築指導課長	(水防に関すること) 1 河川の水位観測及び巡視 2 被害現地へ土のう積み込み運搬 3 浸水被害地区の排水対策 4 農業用施設の確認巡視 5 ため池の確認巡視 (調査に関すること) 1 浸水等被害通報地域への調査、巡視 2 その他危険箇所の調査、巡視 3 避難誘導 4 人命捜索、救出救助 5 危険箇所の確認巡視、応急対策 6 被害家屋の調査、資料の整理 7 道路地下道の交通整理 (復旧に関すること) 1 公共土木施設の被害調査、災害復旧 2 道路障害物の除去等 3 倒壊家屋対策、瓦礫対策 4 被災住宅対策	河川排水課 道路課 公園緑地課 施設管理課 上下水道経営課 上下水道業務課 水道工務課 下水建設課 都市政策課 都市整備課 住宅政策課 ニュータウン創生課 建築指導課
消防補助員			1 指定避難所業務 2 土のう搬送・作成 3 技術部の活動に関すること 4 情報管理部、技術部の活動応援 5 その他防災活動全般に関すること	

5 水防配備態勢

大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき、若しくは庄内川又は八田川に水防警報（準備）の発表があったときは、直ちに水防配備態勢に入るものとする（災害警戒本部又は災害対策本部の設置に至らない場合）。

水防本部の水防配備態勢の種類及び時期

		配備態勢	配備時期
警戒本部	初動態勢	初動当番者（市民安全課・都市政策課・都市整備課・道路課・河川排水課・公園緑地課・下水建設課・消防総務課・消防救急課・予防課（以降指定10課という。）を除く庁内各部管理職2名を輪番制で指定）の職員で、情報の収集、連絡ができる態勢とする。	春日井市に大雨注意報又は洪水注意報が発表されたとき。 庄内川又は八田川に水防警報（準備）が発表されたとき。
	態勢第1次	1次当番者（初動当番者2名に加え、指定10課の管理職2名及び指定10課を除く庁内各部管理職2名を輪番制で指定）の職員で、情報の収集、連絡ができる態勢とする。	
	態勢第2次	2次当番者（消防本部を除く庁内各部の主査職6名を輪番制で指定）の職員で、情報の収集、連絡ができる態勢とする。	
対策本部	水防初動態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・部長、次長、参事全員 ・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 ・その他技術部の課は、別に指示する職員 ・避難部の課は、課長及び主幹、管理職（課長及び主幹を除く）・主査職の半数 ・動員部、救護福祉部の課は、管理職及び別に指示する職員の各1名 ・消防公安部においては非常招集に基づく招集者 ・その他の課においては、各課管理職1名 ・指定避難所配備職員は全員で情報の収集及び市民からの被害通報による巡視、調査等ができる態勢とする。 	春日井市に大雨警報（浸水害・土砂災害）又は洪水警報が発表されたとき。 庄内川又は八田川に水防警報（出動）が発表されたとき。
	非常配備態勢第1次	<ul style="list-style-type: none"> ・部長、次長、参事及び統括担当者全員 ・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 ・その他技術部の課は、別に指示する職員 ・消防公安部においては非常招集に基づく招集者 ・その他の課においては、各課管理職（課長及び主幹を除く）・主査職の半数 ・指定避難所配備職員は全員で情報の収集及び市民からの被害通報による巡視、調査等ができる態勢とする。 	
	非常配備態勢第2次	<ul style="list-style-type: none"> ・部長、次長、参事及び統括担当者全員 ・市民安全課、河川排水課及び下水建設課は全員 ・その他技術部の課は、別に指示する職員 ・消防公安部においては非常招集に基づく招集者 ・全職員の概ね半数 ・指定避難所配備職員は全員で水防活動ができる態勢とする。 	

第4章 水防施設

第1 水防資器材

1 水防資器材総括表

水防倉庫 棟数 5棟

備蓄資材・器材	追進	熊野	穴橋	上田楽	花長	計
土のう袋 (袋)	6,000	850	1,400	11,000	500	19,750 (袋)
ビニールシート (枚)	64	70	133	50	5	322 (枚)
スコップ(剣) (丁)	63	43	31	28	1	166 (丁)
スコップ(角) (丁)	20	40	24	10	0	94 (丁)
たこづち (丁)	1	4	2	0	1	8 (丁)
かけや (丁)	4	10	18	3	1	36 (丁)
縄 (巻)	1	3	0	2	4	10 (巻)
番線(200本入) (箱)	5	1	2	1	0	9 (箱)
のこぎり (丁)	1	1	3	2	1	8 (丁)
おの (丁)	1	1	4	0	1	7 (丁)
ペンチ (丁)	2	3	8	1	0	14 (丁)
なた・かま (丁)	0	3	14	0	1	18 (丁)
バール (本)	1	0	3	0	0	4 (本)
つるはし (丁)	9	10	3	10	0	32 (丁)
クリッパー (枚)	1	0	4	1	1	7 (枚)
杭 木 (本)	195	0	38	28	0	261 (本)
照 明 具 (台)	0	2	2	1	0	5 (台)
発 電 機 (台)	2	3	0	0	0	5 (台)
トラロープ (巻)	2	1	4	0	0	7 (巻)
エンジンポンプ (台)	5	8	0	2	0	15 (台)

第5章 重要水防箇所

第1 重要水防箇所

本市における河川、ため池及び重要工作物における重要水防箇所は、次のとおりである。

(1) 河川

図面 番号	河川名	左 右	位 置	地 先 名	延長 (m)	重 要 度	種 別	摘 要 (水防工法)
1	庄内川	右	22.4k -120m ~ 23.0k +80m	御幸町~勝川町	780	B	越水 (溢水)	堤防高・河積不足 (積土のう工)
2	庄内川	右	22.4k +20m ~ 22.8k -30m	御幸町	360	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT (シート張り工)
		右	22.4k +20m ~ 22.8k -30m	御幸町	360	B	基礎地盤 漏水	局所動水勾配 $i \geq 0.5$ (月の輪工)
3	庄内川	右	22.8k -30m ~ 23.6k +100m	御幸町~長塚町	830	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT (シート張り工)
		右	22.8k -30m ~ 23.6k +100m	御幸町~長塚町	830	B	基礎地盤 漏水	G/W ≥ 1.0 (月の輪工)
4	庄内川	右	22.8k +100m ~ 23.0k +75m	御幸町~勝川町	150	B	水衝洗堀	洗堀の暫定施工 (木流し工)
5	庄内川	左 右	23.2k -45m (勝川橋)	名古屋市守山区 幸心~勝川町	1箇所	B	工作物	余裕高不足
6	庄内川	右	23.2k +20m ~ 24.0k +150m	勝川町~ 松河戸町	930	B	越水 (溢水)	暫定堤防、堤防 高・河積不足 (積土のう工)
7	庄内川	右	23.6k +100m ~ 24.2k -80m	長塚町~ 松河戸町	540	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT (シート張り工)
8	庄内川	右	23.6k +100m ~ 23.8k -30m	長塚町	100	B	基礎地盤 漏水	G/W ≥ 1.0 (月の輪工)
9	庄内川	左 右	23.8k -58m (中央本線 庄内川橋梁)	名古屋市守山区 川宮町~長塚町	1箇所	B	工作物	余裕高不足
10	庄内川	右	23.8k -30m ~ 23.8k +60m	長塚町	90	A	基礎地盤 漏水	局所動水勾配 $i \geq 0.5$ 、被災履歴あり (対策未施工) (月の輪工)
11	庄内川	右	23.8k +60m ~ 24.2k -80m	長塚町~ 松河戸町	360	B	基礎地盤 漏水	G/W ≥ 1.0 (月の輪工)
12	庄内川	右	24.0k +150m ~ 24.2k +100m	松河戸町	220	B	越水 (溢水)	河積不足 (積土のう工)
13	庄内川	右	24.2k -80m ~ 25.6k	松河戸町	1,300	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT (シート張り工)
14	庄内川	右	24.2k +100m ~ 24.4k +30m	松河戸町	140	B	越水 (溢水)	暫定堤防、 堤防高不足 (積土のう工)
15	庄内川	右	24.4k +30m ~ 25.0k +100m	松河戸町	590	B	越水 (溢水)	河積不足 (積土のう工)
16	庄内川	右	24.8k +160m ~ 25.0k +80m	松河戸町	120	要	旧川跡	H21再点検実施
17	庄内川	左 右	25.2k +39m (松川橋)	名古屋市守山区 川上町~ 松河戸町	1箇所	B	工作物	余裕高不足
18	庄内川	右	25.2k +120m ~ 25.4k +120m	松河戸町	120	B	越水 (溢水)	河積不足 (積土のう工)
19	庄内川	右	25.6k +160m ~ 26.2k +100m	松河戸町~ 中切町	450	B	越水 (溢水)	河積不足 (積土のう工)
20	庄内川	右	25.8k +50m ~ 27.0k +160m	松河戸町~ 下津町	1,350	要	旧川跡	H21再点検実施 区間統合

図面 番号	河川名	左 右	位 置	地 先 名	延長 (m)	重 要 度	種 別	摘 要 (水防工法)
21	庄内川	右	25.8k +120m ~ 26.6k +50m	松河戸町～ 中切町	710	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT (シート張り工)
		右	25.8k +120m ~ 26.6k +50m	松河戸町～ 中切町	710	B	基礎地盤 漏水	局所動水勾配 $i \geq 0.5$ (月の輪工)
22	庄内川	右	26.4k +140m ~ 26.6k +155m	中切町	240	B	水衝洗堀	洗堀の未施工 (木流し工)
23	庄内川	右	27.0k -80m ~ 27.0k +100m	下津町	180	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT (シート張り工)
		右	27.0k -80m ~ 27.0k +100m	下津町	180	B	基礎地盤 漏水	局所動水勾配 $i \geq 0.5$ (月の輪工)
24	庄内川	右	27.2k +100m ~ 28.0k +100m	上条町	510	B	越水 (溢水)	河積不足 (積土のう工)
25	庄内川	右	27.6k ~ 28.0k	上条町	370	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT (シート張り工)
		右	27.6k ~ 28.0k	上条町	370	B	基礎地盤 漏水	局所動水勾配 $i \geq 0.5$ (月の輪工)
26	庄内川	右	28.2k ~ 29.0k +170m	上条町	970	B	水衝洗堀	洗堀の暫定施工 (木流し工)
27	庄内川	右	28.2k +100m ~ 29.0k +40m	上条町	740	B	越水 (溢水)	河積不足 (積土のう工)
28	庄内川	右	28.2k +160m ~ 28.4k +60m	上条町	100	要	旧川跡	H21再点検実施
29	庄内川	右	28.6k +160m ~ 29.0k +150m	上条町	400	要	旧川跡	H21再点検実施、 H20川裏腹付 (ド レーン工)、28.0 ~29.0対策済 (未 検証)
30	庄内川	右	29.0k +40m ~ 29.0k +100m	上条町	60	B	越水 (溢水)	暫定堤防、河積不 足 (積土のう工)
31	庄内川	右	29.0k +88m (桜佐用水樋管)	上条町	1箇所	A	工作物	応対基準
32	庄内川	右	29.0k +160m ~ 29.8k +100m	上条町～熊野町	810	B	越水 (溢水)	暫定堤防、 河積不足 (積土のう工)
33	庄内川	右	29.2k -20m ~ 30.8k	桜佐町～熊野町	1,530	B	堤体漏水	$t^* \geq 0.01$ 、 詳細点検Fs OUT (シート張り工)
		右	29.2k -20m ~ 30.8k	桜佐町～熊野町	1,530	B	基礎地盤 漏水	局所動水勾配 $i \geq 0.5$ (月の輪工)
34	庄内川	右	29.4k +150m ~ 29.6k +90m	桜佐町	150	B	水衝洗堀	洗堀の暫定施工 (木流し工)
35	庄内川	右	29.8k +80m ~ 30.0k +30m	熊野町	170	要	旧川跡	H21再点検実施
36	庄内川	右	30.2k +100m ~ 30.4k +30m	熊野町	70	B	越水 (溢水)	暫定堤防 (積土のう工)
37	庄内川	右	30.4k +30m ~ 30.8k +100m	熊野町	370	B	越水 (溢水)	河積不足 (積土のう工)
38	庄内川	右	30.4k +180m ~ 30.6k +80m	熊野町	140	要	旧川跡	H21再点検実施
39	庄内川	右	30.8k ~ 32.2k +100m	熊野町～神領町	1,330	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT (シート張り工)
40	庄内川	右	30.8k ~ 32.4k +100m	熊野町～大留町	1,620	B	基礎地盤 漏水	局所動水勾配 $i \geq 0.5$ (月の輪工)
41	庄内川	右	31.2k +120m ~ 32.0k +100m	熊野町～神領町	720	B	越水 (溢水)	河積不足 (積土のう工)
42	庄内川	右	31.4k +110m ~ 31.8k +70m	神領町	340	要	旧川跡	H21再点検実施
43	庄内川	右	32.0k +150m ~ 32.2k +50m	神領町	100	B	越水 (溢水)	暫定堤防、河積不 足 (積土のう工)

図面 番号	河川名	左右	位置	地先名	延長 (m)	重要 度	種別	摘要 (水防工法)
44	庄内川	左右	32.2k -150m (下志段味橋)	名古屋市守山区 上志段味～ 神領町	1箇所	B	工作物	余裕高不足
45	庄内川	右	32.2k +50m ～ 32.2k +100m	神領町	50	B	越水 (溢水)	河積不足 (積土のう工)
46	庄内川	左右	32.2k +126m (庄内川橋)	名古屋市守山区 上志段味～ 神領町	1箇所	B	工作物	余裕高不足
47	庄内川	右	32.4k -60m ～ 32.6k -60m	大留町	220	要	旧川跡	H21再点検実施
48	庄内川	右	32.6k ～ 33.2k +100m	大留町	700	B	堤体漏水	詳細点検Fs OUT (シート張り工)
49	庄内川	右	33.2k +87m ～ 33.6k	大留町	270	要	新堤防	H28.8築堤 (嵩上げ)
50	庄内川	右	33.2k +100m ～ 33.6k +100m	大留町	360	B	越水 (溢水)	暫定堤防、 堤防高不足 (積土のう工)
51	庄内川	右	33.8k +100m ～ 33.8k +180m	大留町	80	要	旧川跡	H21再点検実施
52	庄内川	右	34.4k -10m ～ 34.6k +100m	気噴町	190	A	堤防高	暫定堤防、 堤防高不足 (積土のう工)
53	庄内川	左右	35.2k +150m (東谷橋)	名古屋市守山区 上志段味～ 高蔵寺町	1箇所	B	工作物	余裕高不足
54	庄内川	右	35.6k +30m ～ 35.8k +100m	高蔵寺町	280	B	越水 (溢水)	暫定堤防、 堤防高不足 (積土のう工)
55	庄内川	右	35.8k +100m ～ 36.0k +100m	高蔵寺町	170	B	越水 (溢水)	暫定堤防、 堤防高不足 (積土のう工)
56	庄内川	右	36.0k +100m ～ 36.2k +100m	高蔵寺町	190	B	越水 (溢水)	暫定堤防、 堤防高不足 (積土のう工)
57	庄内川	右	36.0k +180m ～ 36.2k	高蔵寺町	10	B	水衝洗堀	洗堀の未施工 (木流し工)
58	庄内川	左右	36.4k +04m (愛知用水高 蔵寺サイフォン 橋)	瀬戸市鹿乗町～ 高蔵寺町	1箇所	B	工作物	余裕高不足、 H24築堤護岸 (嵩上げ)
59	庄内川	左右	38.4k +30m (玉野橋)	瀬戸市鹿乗町～ 玉野町	1箇所	A	工作物	桁下不足、H26.5 築堤 (嵩上げ)
60	庄内川	右	38.8k +50m ～ 39.0k +100m	玉野町	230	B	越水 (溢水)	洗堀の未施工 (木流し工)
61	庄内川	右	39.0k +100m ～ 39.4k +100m	玉野町	360	A	越水 (溢水)	暫定堤防、 堤防高不足 (積土のう工)
62	庄内川	左右	40.0k +75m (城嶺橋)	瀬戸市川平町～ 玉野町	1箇所	A	工作物	桁下不足
63	八田川	左	0.5k ～ 0.7k	御幸町	200	B	堤防高	堤防高不足 (積土のう工)
64	八田川	左	0.5k ～ 0.6k	御幸町	100	B	堤防断面	堤防断面不足 (積土のう工)
65	八田川	左右	0.6k +74m (御幸橋)	御幸町～名古屋 市北区東味鏡	1箇所	A	工作物	疎通能力不足 (積土のう工)
66	八田川	左	0.7k +70m ～ 0.9k	御幸町	130	B	堤防強度	法面不良 (シート張り工)
67	八田川	左	0.7k ～ 1.8k +70m	御幸町～ 知多町(知多橋)	1,170	A	堤防高	堤防高不足 (積土のう工)
68	八田川	左	0.7k ～ 1.8k	御幸町～知多町	1,100	A	堤防断面	堤防断面不足 パラペット (積土のう工)

図面 番号	河川名	左右	位置	地先名	延長 (m)	重要 度	種 別	摘 要 (水防工法)
69	八田川	右	0.7k ~ 1.7k	名古屋市北区 東味鏡～花長町	1,000	A	堤防高	堤防高不足 (積土のう工)
70	八田川	右	0.7k ~ 1.0k	名古屋市北区 東味鏡～花長町	300	B	堤防断面	堤防断面不足 (積土のう工)
71	八田川	右	1.1k ~ 1.7k	名古屋市北区 東味鏡～花長町	600	A	堤防断面	堤防断面不足 パラペット (積土のう工)
72	八田川	右	1.7k ~ 1.8k	花長町	100	C	堤防高	堤防高不足 (積土のう工)
73	八田川	右	1.8k ~ 1.8k +70m	花長町(知多橋)	70	B	堤防高	堤防高不足 (積土のう工)
74	八田川	左右	1.9k +6m (上水道水管橋)	知多町～花長町	1箇所	A	工作物	疎通能力不足 (積土のう工)
75	八田川	左右	1.9k +33m (花長橋)	知多町～花長町	1箇所	A	工作物	疎通能力不足 (積土のう工)
76	八田川	左右	2.1k +42m (十五丁橋)	知多町～花長町	1箇所	A	工作物	疎通能力不足 (積土のう工)
77	八田川	左右	2.2k +23m (NTT専用橋)	知多町～味美町	1箇所	A	工作物	疎通能力不足 (積土のう工)
78	八田川	左右	2.4k +82m (東漸寺橋)	知多町～味美町	1箇所	A	工作物	疎通能力不足 (積土のう工)
79	八田川	左右	3.4k +26m (稲口橋)	旭町～稲口町	1箇所	A	工作物	疎通能力不足 (積土のう工)
80	八田川	左	3.7k +50m ~ 3.9k	柏原町	150	C	堤防高	堤防高不足 (積土のう工)
81	八田川	右	3.7k +50m ~ 3.9k	如意申町	150	C	堤防高	堤防高不足 (積土のう工)
						B	堤防断面	パラペット (積土のう工)
82	八田川	右	3.9k ~ 4.1k	如意申町	200	C	堤防高	堤防高不足 (積土のう工)
						A	堤防断面	パラペット (積土のう工)
83	八田川	右	4.1k ~ 4.3k	如意申町～朝宮 町	200	C	堤防高	堤防高不足 (積土のう工)
84	八田川	右	4.3k ~ 4.4k +20m	朝宮町	120	A	堤防高	堤防高不足 (積土のう工)
85	八田川	左	4.3k ~ 4.4k +10m	柏原町	110	C	堤防高	堤防高不足 (積土のう工)
86	八田川	左	4.4k ~ 4.4k +10m	柏原町	10	B	堤防強度	法面不良 (シート張り工)
87	八田川	左右	4.4k +22m (朝宮橋)	柏原町～朝宮町	1箇所	A	工作物	疎通能力不足 (積土のう工)
88	八田川	右	4.5k +50m ~ 4.7k	朝宮町	150	C	堤防高	堤防高不足 (積土のう工)
89	八田川	左右	4.5k +36m (広田橋)	朝宮町	1箇所	A	工作物	疎通能力不足 (積土のう工)
90	八田川	左右	4.7k +14m (御殿橋)	朝宮町	1箇所	A	工作物	疎通能力不足 (積土のう工)

※表中、重要度欄の A は、水防上最も重要な区間を言う。
B は、水防上次に重要な区間を言う。
C は、水防上やや危険な区間を言う。
要 は、要注意区間を言う。

(2) ため池
なし

(3) 重要工作物

図面 番号	河川名	名 称	位 置	管理責任者	巡視責任者	構 造
91	庄内川	御幸排水樋門	御幸町	国土交通省	上下水道 部長	電動巻上
92	〃	勝西ポンプ場	〃	春日井市	〃	雨水ポンプ2台 合計能力2.419m ³ /s
93	〃	勝西排水樋管	〃	〃	〃	吐出槽 (コンクリート造)、 吐出水路 (コンクリート造)
94	〃	松河戸排水樋管	松河戸 町	〃	〃	電動鋼製ゲート2門
95	〃	南部ポンプ場	〃	〃	〃	雨水ポンプ7台 合計能力29.0m ³ /s
96	〃	松河戸(上) 排水樋門	〃	国土交通省	建設部長	手動巻上
97	〃	南部暫定ポンプ場 排水樋管	中切町	春日井市	〃	電動巻上
98	〃	南部暫定ポンプ場	〃	〃	〃	φ800mm×2台、 84m ³ /min
99	〃	神領排水樋管	神領町	〃	〃	鋼製手動スルースゲート
100	〃	大留上排水樋管	大留町	〃	〃	□1.0m×1.0m
101	内津川	堀ノ内1号 排水樋門	熊野町 北	〃	〃	鋼製電動スルースゲート
102	〃	堀ノ内2号 排水樋門	熊野町	〃	〃	鋼製電動スルースゲート
103	〃	桜佐排水樋門	桜佐町	〃	〃	鋼製電動スルースゲート
104	〃	大留ポンプ場	大留町	〃	〃	φ800mm×2台、 80m ³ /min φ1000mm×1台、 140m ³ /min
105	地藏川	転倒堰	勝川町	愛知県(建設)	〃	木製転倒式
106	〃	林島樋門	林島町	〃	〃	ステンレス製 フロートゲート、 鋼製スライドゲート 手動巻上併設
107	庄内川	桜佐排水樋管	桜佐町	春日井市	〃	鋼製電動式 スライドゲート
108	〃	神明上条用水 取水樋管	熊野町	上条用水 土地改良区	産業部長	鋼製電動式 スライドゲート
109	〃	高貝用水取水樋管	大留町	高貝用水 土地改良区	〃	鋼製手動式 スライドゲート
110	〃	上条用水第二樋管	上条町	上条用水 土地改良区	〃	鋼製手動式 スライドゲート
111	内津川	樋門	桜佐町	〃	〃	鋼製電動式 ローラーゲート
112	新木津用水	〃	大手町	木津用水 土地改良区	〃	鋼製電動式スルーゲート
113	〃	高山制水門	朝宮町	〃	〃	鋼製電動式 ローラーゲート

第6章 水防に関連する予報・警報

第1 水防に関連する予報・警報の種類と発表基準

1 気象及び洪水についての予報・警報

(1) 大雨注意報 (春日井市の指数)

	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
春日井市	1 2	9 7

(2) 洪水注意報 (春日井市の指数)

	流域雨量指数基準	複合基準
春日井市	内津川流域 = 1 3 . 4	内津川流域 = (6 , 1 1 . 2)
	八田川流域 = 9 . 9	八田川流域 = (6 , 9 . 2)
	地蔵川流域 = 7 . 8	地蔵川流域 = (6 , 5 . 9)
		庄内川流域 = (8 , 3 0 . 2)

(3) 大雨警報 (春日井市の指数)

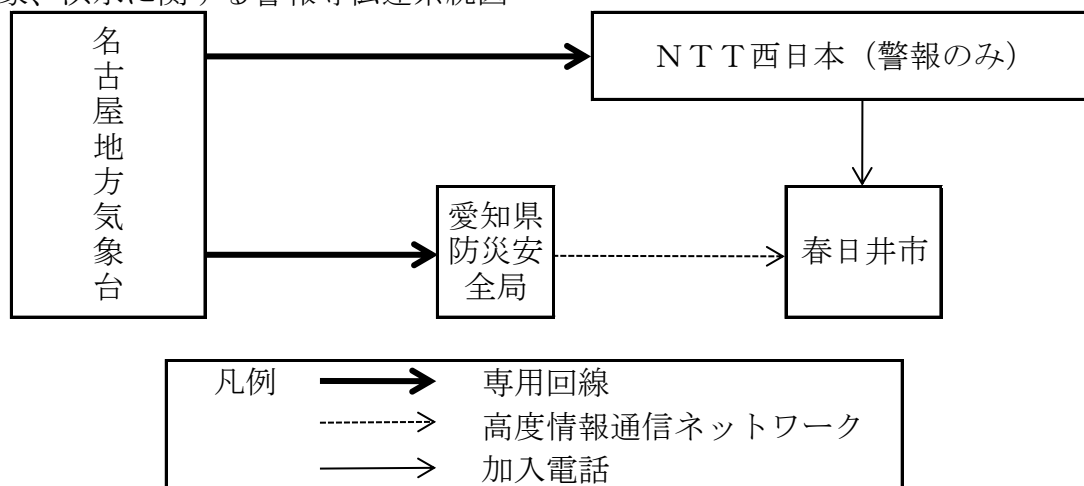
	浸 水 害	土 砂 災 害
	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
春日井市	2 2	1 3 8

(4) 洪水警報 (春日井市の指数)

	流域雨量指数基準	複合基準
春日井市	内津川流域 = 1 6 . 8	内津川流域 = (9 , 1 6 . 5)
	八田川流域 = 1 2 . 4	八田川流域 = (9 , 1 1 . 1)
	地蔵川流域 = 9 . 8	地蔵川流域 = (2 1 , 6 . 6)
		庄内川流域 = (9 , 4 5 . 4)

第2 水防に関連する予報・警報の伝達

1 気象、洪水に関する警報等伝達系統図



第7章 水防警報

第1 水防警報の意義

指定河川について国土交通大臣又は知事が洪水によって災害が起こるおそれがあると認められたとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防管理団体の水防活動に指針を与えることを本質としている。（法第16条第1項）

第2 水防警報を行う河川

1 国土交通大臣が水防警報を行う河川とその区域

(1) 降雨等による河川の洪水に関する区域

庄内川 { 左岸 岐阜県土岐市肥田町浅野字トチモト八百七番三地先の三共橋から海まで
右岸 岐阜県土岐市泉町河合字中屋敷五百三十二番一地先の三共橋から海まで

2 愛知県知事が水防警報を行う河川とその区域

(1) 降雨等による河川の洪水に関する区域

八田川 左右岸 春日井市朝宮町一丁目十四番二地先から庄内川合流点まで

第3 水防警報を発する基準

1 水防警報の対象水位観測所及び発表基準

国土交通省大臣が水防警報を行う河川

河川	観測所	所在地 (位置)	水防団 待機 水位 m	氾濫 注意 水位 m	出動 水位 m	計画高 水位 m	堤防高 上：左岸 下：右岸 m	発表者	対象団体
庄内川	志段味	名古屋市 守山区中 志段味(左 岸32.7k付 近)	3.40	4.60	5.20	7.50	8.18	庄内川 河川事務 所長	名古屋市 春日井市 瀬戸市
							10.34		

愛知県知事が水防警報を行う河川

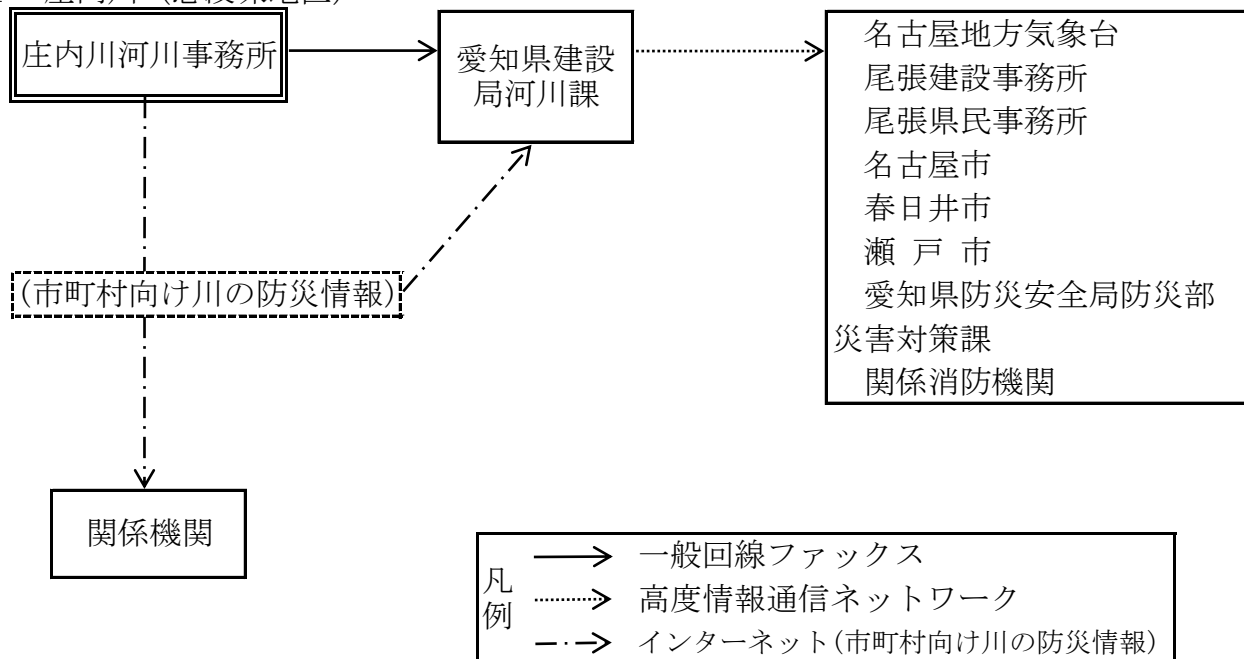
河川	観測所	所在地 (位置)	水防団 待機 水位 m	氾濫 注意 水位 m	出動 水位 m	氾濫危 険水位 m	堤防高 上：左岸 下：右岸 m	発表者	対象団体
八田川	味美	春日井市 味美町3 丁目(右岸 合流点か ら2.4k)	3.90	4.50	4.70	5.55	6.66	尾張建設 事務所長	名古屋市 春日井市
							6.66		

2 水防警報の段階と内容

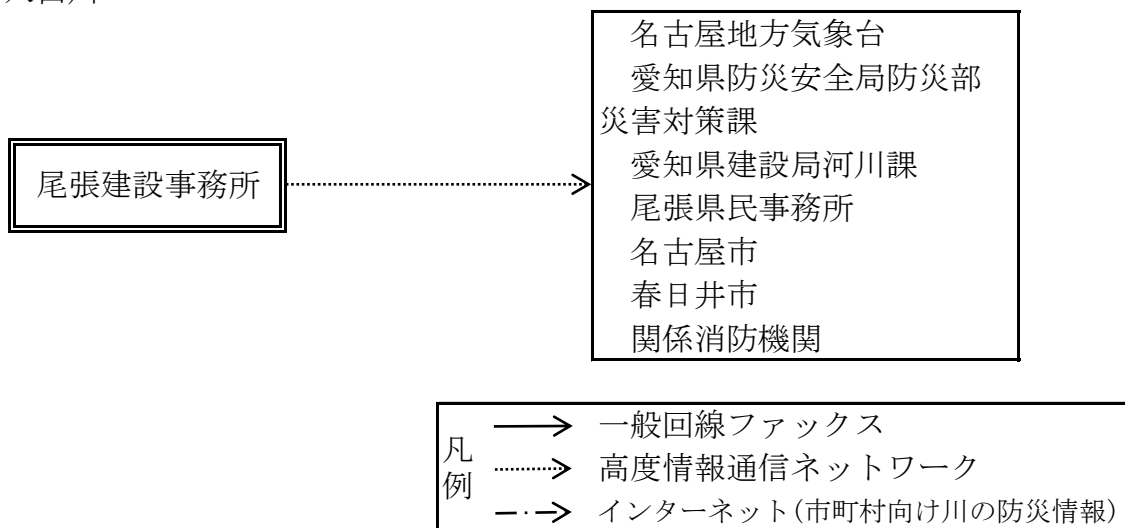
段 階	内 容
準 備	氾濫注意水位(警戒水位)を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの。
出 動	出動水位を超過し、水防団員等の出動を通知するもの。
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。

第4 水防警報伝達系統

1 庄内川（志段味地区）



2 八田川



第8章 洪水予報

第1 洪水予報の意義

気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき、国土交通大臣又は知事と気象庁長官が共同して、その状況を関係機関及び一般に周知する目的で行う予報である。

(法第10条第2項・第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項・第3項)

第2 洪水予報を行う河川及び実施区域

1 国土交通大臣が指定した河川

- (1) 庄内川
- 左岸 岐阜県土岐市肥田町浅野字トチモト八百七番三地先の三共橋から海まで
 - 右岸 岐阜県土岐市泉町河合字中屋敷五百三十二番一地先の三共橋から海まで

第3 洪水予報に関する基準地点

1 国土交通大臣が指定した河川

河川	基準地点	所在地	水防団 待機水位 (指定水位) m	氾濫 注意水位 (警戒水位) m	避難 判断水位 m	氾濫 危険水位 m
庄内川	志段味	名古屋市守山区中志段味 (左岸32.7k)	3.40	4.60	5.90	6.40
庄内川	枇杷島	清須市西枇杷島町小田井 (右岸15.7k)	4.60	5.60	8.50	8.90

第4 洪水予報の種類と基準

1 庄内川

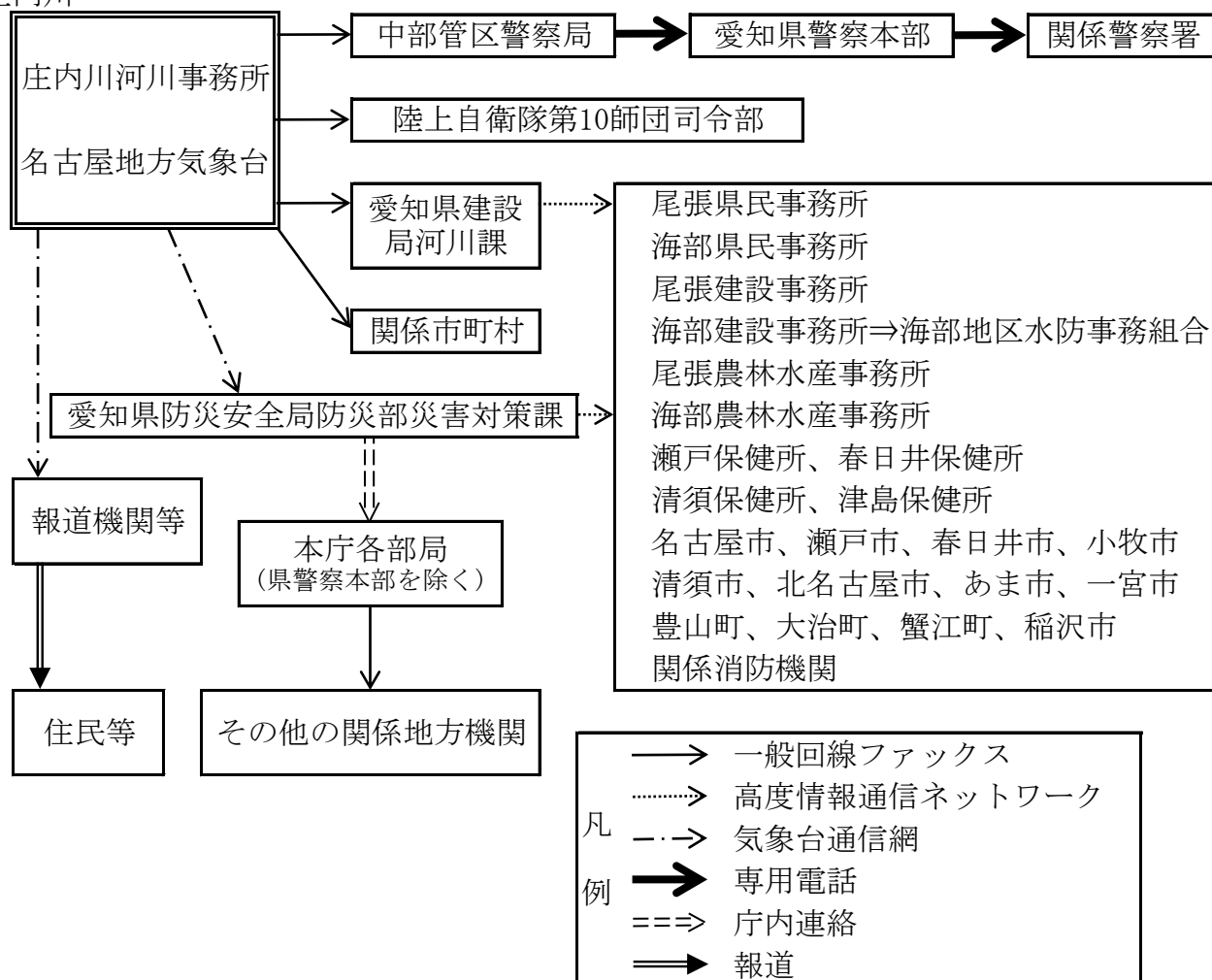
種類	情報名	発表基準
「洪水警報（発表）」又は 「洪水警報」	「氾濫発生情報」 【警戒レベル5相当情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫が発生したとき ・ 氾濫が継続しているとき
	「氾濫危険情報」 【警戒レベル4相当情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達したとき ・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき
	「氾濫警戒情報」 【警戒レベル3相当情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
「洪水注意報（発表）」又は 「洪水注意報」	「氾濫注意情報」 【警戒レベル2相当情報（洪水）】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・ 氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・ 避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発 氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

注：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

第5 洪水予報伝達系統

1 国土交通大臣が指定した河川

庄内川



第9章 水位情報の周知

第1 水位情報の周知の意義

国土交通大臣または知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により重大又は相当な損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川（水位周知河川）について、洪水特別警戒水位等を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を関係者（知事、水防管理者、量水標管理者）に通知するとともに、一般に周知させるもの。

（法第13条第1項・第2項・第3項）

洪水特別警戒水位は市町村が行う避難勧告等の目安となるもので、住民等の避難に資する洪水情報を的確に提供するために定められる性格のものである。

第2 水位情報の周知を行う河川及びその区域

1 知事が指定した河川

- (1) 八田川 春日井市朝宮町一丁目十四番二地先から庄内川合流点まで
- (2) 内津川 新坂下橋から庄内川合流点まで

第3 水位情報周知を行う水位観測所における基準水位

1 知事が指定した河川

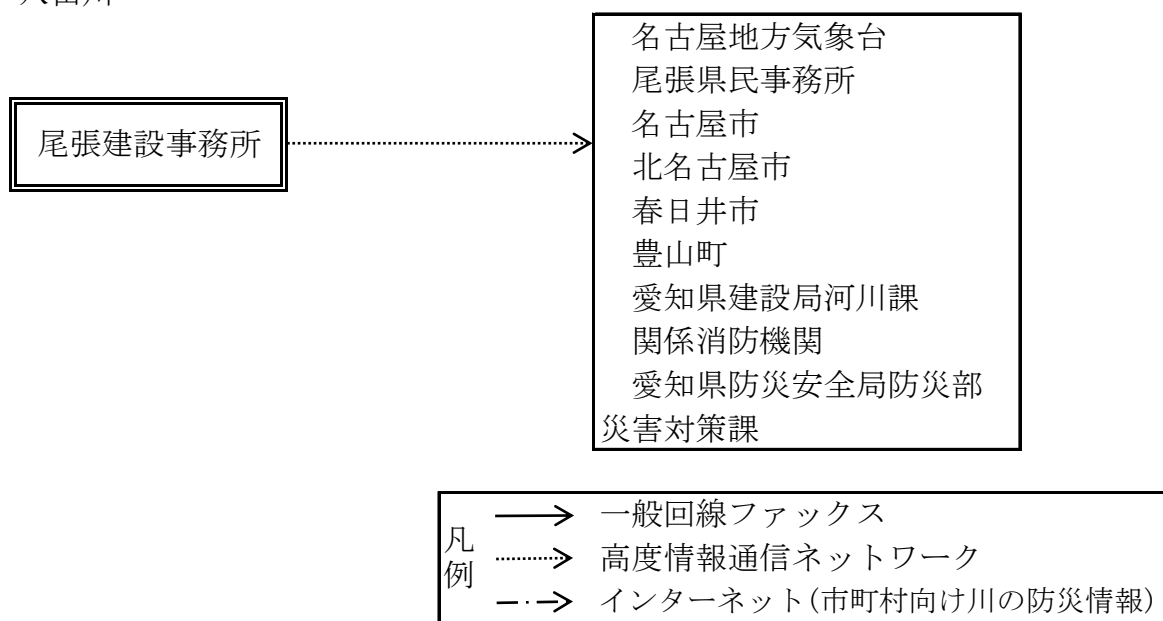
河川	観測所	位置	基準水位 (m)					発表者
			水防団待機(通報)	氾濫注意(警戒)	出動	避難判断	氾濫危険(洪水特別警戒)	
八田川	味美	右岸合流点から2.4k	3.90	4.50	4.70	5.20	5.55	尾張建設事務所 所長
内津川	松本	左岸4.760k付近	(1.10)	(1.60)	(2.00)	2.00	2.20	

水防警報河川の指定をしていない河川の水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、出動水位については、参考水位のため、（ ）書きとしている。

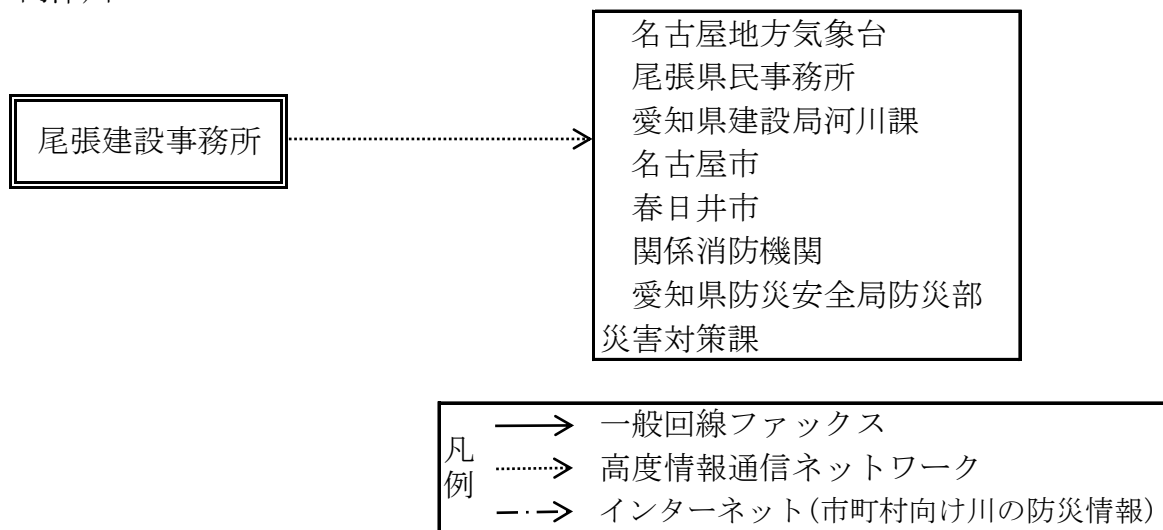
第4 水位情報伝達系統

1 知事が水位情報の周知を行う河川

八田川



内津川



第10章 水防活動

第1 雨量・水位の監視

1 春日井市雨量観測所

水系名	観測所名	設置場所	電話
庄内川	春日井	春日井市鳥居松町5-44 消防本部	82-0119
庄内川	春日井	春日井市梅ヶ坪町109-1 消防署	56-0119
庄内川	春日井	春日井市藤山台10-3 消防署東出張所	92-6251
庄内川	春日井	春日井市美濃町1-123 消防署西出張所	31-4270
庄内川	春日井	春日井市下条町3-6-2 消防署南出張所	83-9119
庄内川	春日井	春日井市田楽町1290 消防署北出張所	32-3111
庄内川	春日井	春日井市高蔵寺町3-2-1 消防署高蔵寺出張所	51-1515

2 愛知県水防テレメーターシステム水位観測局

水系	河川名	観測所名	距離	所管	所在地	単位	河床高 m	0 点 高	水防団 待機水 位（第 一基 準） m	氾濫注 意水位 （第二 基準） m	出動水 位（第 三基 準） m	避難判 断水位 m	氾濫危 険水位 （危険 水位） m	堤防高 m
庄内川	地蔵川	勝川	0/350	尾張	森山田 町65番 地先	河床 m	-0.11 TP 9.00	9.11	(1.00) TP 10.11	(1.60) TP 10.71	(2.00) TP 11.11	—	(2.60) TP 11.71	3.20 TP 12.31
庄内川	内津川	★松本	2/100	尾張	出川町 四石田 70-2 地先	河床 m	-0.17 TP 39.64	39.67	(1.10) TP 40.77	(1.60) TP 41.27	(2.00) TP 41.67	★2.00 TP 41.67	★2.20 TP 41.87	4.60 TP 44.27
庄内川	内津川	旧内津川	4/400	尾張	松本町	河床 m	-0.66 TP 35.93	36.59	(0.91) TP 37.50	(1.51) TP 38.10	(2.11) TP 38.70	—	(2.91) TP 39.50	5.00 TP 41.59
庄内川	放水路 内津川	放水路 内津川	1/400	尾張	出川町 北之坪	河床 m	-0.34 TP 34.00	34.34	(1.70) TP 36.04	(2.40) TP 36.74	(2.90) TP 37.24	—	(3.50) TP 37.84	5.70 TP 40.04
庄内川	八田川	★味美	2/400	尾張	味美町 3丁目	河床 m	1.63 TP 11.63	10.00	★3.90 TP 13.90	★4.50 TP 14.50	★4.70 TP 14.70	★5.20 TP 15.20	★5.55 TP 15.55	6.70 TP 16.70

★：水防法に基づく基準観測局及び基準水位

水位解説

氾濫危険水位：一連の区間において、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位

（危険水位）：当該観測局の地点において、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位

避難判断水位：住民に対し氾濫発生の危険性についての注意喚起を開始する水位

出動水位：水防団員等の出動を通知する水位

（第三基準）：危険水位満流流量の6割に相当する水位で、出動水位に相当するもの

氾濫注意水位：水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部団員の出動を通知する水位

（第二基準）：危険水位満流流量の4割に相当する水位で、氾濫注意水位に相当するもの

水防団待機水位：水防団員等が出動のために待機する水位

（第一基準）：危険水位満流流量の2割に相当する水位で、水防団待機水位に相当するもの

3 春日井市水防テレメーターシステム水位観測局

水系	河川名	所管	所在地	単位	河床高 m	0 点高	第一基 準m	第二基 準m	第三基 準m	危険水 位m	堤防高 m
庄内川	地藏川	春日井	弥生町1丁目 39番地先	河床 m	0.00	14.87	0.61	1.01	1.34	1.90	3.78
					TP 14.87		TP 15.48	TP 15.88	TP 16.21	TP 16.77	TP 18.65
庄内川	内津川	春日井	桜佐町字下五 反田4857-2地 先	河床 m	0.50	17.22	1.54	2.36	2.99	4.00	8.17
					TP 17.72		TP 18.76	TP 19.58	TP 20.21	TP 21.22	TP 25.39
庄内川	八田川	春日井	下原町字北 1758-5 地先	河床 m	0.00	38.25	0.83	1.30	1.65	2.22	4.10
					TP 38.25		TP 39.08	TP 39.55	TP 39.90	TP 40.47	TP 42.35
庄内川	西行堂川	春日井	牛山町字神明 前1843-3 地先	河床 m	0.02	20.80	0.33	0.55	0.76	1.35	2.00
					TP 20.82		TP 21.13	TP 21.35	TP 21.56	TP 22.15	TP 22.80

各観測所は水防警報（水位周知）基準観測局ではないため、値はすべて参考値

水位解説

- 危険水位 : 当該観測局の地点において、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位
- 第三基準 : 危険水位満流流量の6割に相当する水位で、出動水位に相当するもの
- 第二基準 : 危険水位満流流量の4割に相当する水位で、氾濫注意水位に相当するもの
- 第一基準 : 危険水位満流流量の2割に相当する水位で、水防団待機水位に相当するもの

4 危機管理型水位計

河川名	所在地	所管
地藏川	弥生公園橋（弥生町）	尾張建設事務所
内津川	厚金橋（明知町）	
西行堂川	牛山新田橋（牛山町）	

第2 水防巡視

1 巡視責任者

巡視責任者は、建設部長、上下水道部長及び産業部長並びに消防長とする。

2 平常時の巡視

巡視責任者は、随時区域内の河川・ため池等を巡視し、水防上危険と認められる箇所があるときは、河川管理者等に連絡して、必要な措置を求めるものとする。

3 非常配備時の巡視

- (1) 巡視責任者は、大雨又は洪水の警報があったときは、計画に基づいてあらかじめ選定する消防団員を各要所に配置して、区域内を巡視させ、異常の有無を確かめるとともに、水防本部に通報するものとする。水防本部においては速やかに関係各方面に連絡するものとする。

巡視において特に注意を要する事項は次のとおりとする。

- | | |
|-----|---------------------------------|
| 河川 | ① 堤防の亀裂、一部流出（崩壊）又は沈下 |
| | ② 漏水、越水（堤防からの水のあふれ）、深掘れ（洗掘） |
| | ③ 橋梁等工作物と堤防との取付部分の異常 |
| | ④ （排・取）水門（樋門）の扉の締まり具合 |
| ため池 | ① 取入口の閉塞状況 |
| | ② 流入水並びにその浮遊物の状態 |
| | ③ 余水吐及び放水路付近の状態 |
| | ④ 重ね池の場合のその上部のため池の状態 |
| | ⑤ （排・取）水門（樋管）の漏水による亀裂及び一部流出（崩壊） |

- (2) 巡視中等において水防に異常を発見したときは、可能な限り臨機の措置を講ずるとともに、速やかに水防本部に対し、次の要領により報告し、指揮を受けるものとする。

- ア 異常発生場所、範囲、その他の状況
- イ 人的、その他の被害の状況
- ウ 応援の要否（人員、資器材、通路、場所等）
- エ 臨時の措置及びその他参考となる事項

第3 消防団の出動

1 水防管理者の責務

水防管理者は、2に示す基準により消防団に対し、出動準備又は出動を指示し、消防団の水防活動が迅速かつ適切に実施できるよう確保しなければならない。

2 出動準備及び出動の基準と活動内容

	区 分	基 準	活 動 内 容
準 備	2名以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令されたとき。 ・ 洪水による漏水、破堤、水があふれる（越水）等の危険が予想されるとき。 ・ 氾濫注意（警戒）水位に達したとき。 ・ その他水防管理者が必要と認めるとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防資器材の整備点検をすること。 ・ 重要水防箇所を含む水防上の注意箇所のパトロールを実施すること。 ・ その他水防上必要な措置をとること。 ・ 水こう門等の開閉準備をすること。
第1号出動	消防団員の1/2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象予警報、洪水予報及び水防警報が発令され、水防警戒を必要とするとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川等の監視警戒を行い、漏水、堤防の損傷等異常を発見したときは、直ちに水防本部に連絡するとともに水防工法の措置をとること。 ・ 水防作業に必要な資器材を確保すること。 ・ 水防作業を行う者に対し、必要な技術的指導を行うこと。
第2号出動	消防団員の2/3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水防管理者が前記以上の警戒人員の増強を必要と認めたとき。 	
第3号出動	消防団員全員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水による漏水、破堤、水があふれる（越水）の危険が切迫したとき。 ・ 出動水位に達したとき。 ・ その他水防管理者が必要と認めるとき。 	

3 集合指令及び集合場所

消防団員が水防のために出動準備及び出動する場合は、水防本部からの電話伝令によるものとする。なお、各消防団員の集合場所は、各分団詰所とする。

4 相互の援助

消防団員が水防活動中、応援を必要と認めたときは、直ちに要員、資器材の種類、員数、送致場所等必要事項を水防本部へ報告し、援助を求めること。また、水防本部は、管内全般の状況を勘案し、これに係る所要の人員の派遣、資器材の送致、若しくは輸送措置を講ずるものとする。

第4 避難

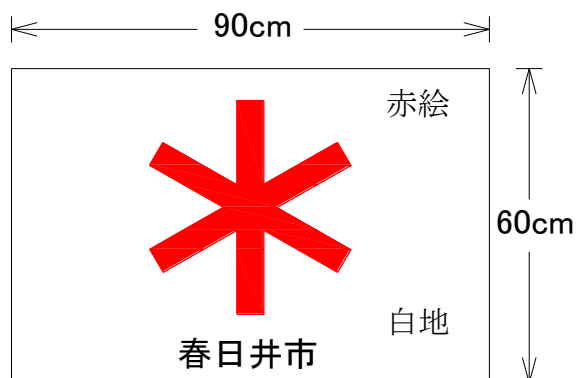
「春日井市地域防災計画（風水害等災害対策計画）」に定めるところによる。

第5 水防標識

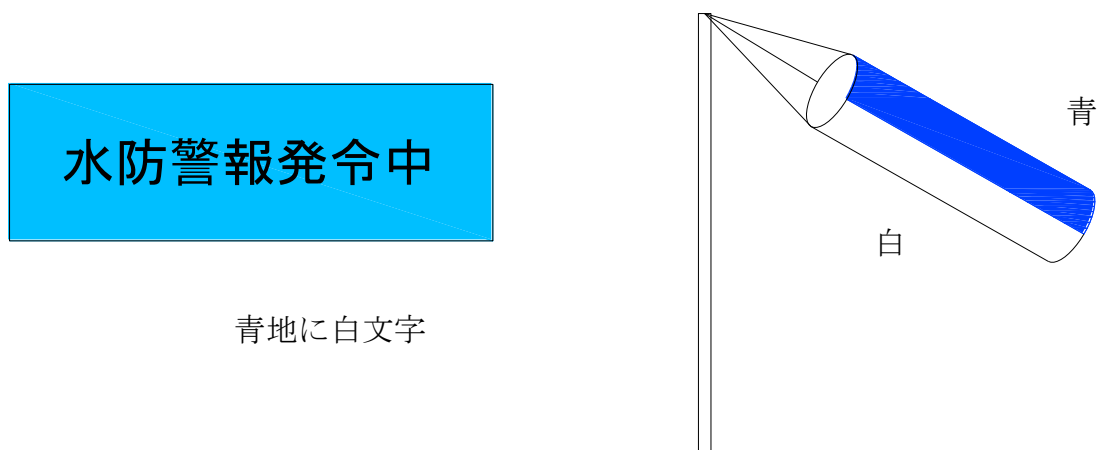
水防用緊急自動車としての使用車は、第1図の標識を用いるものとする。

水防警報発令の標識は、第2図、第3図の標識を用いる。

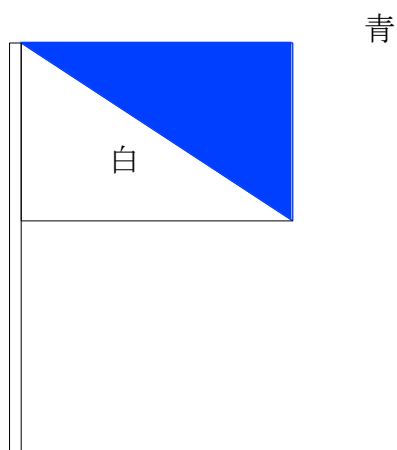
第1図



第2図



第3図



第6 決壊等の通報並びに決壊後の処理

1 決壊等の通知（法第25条）

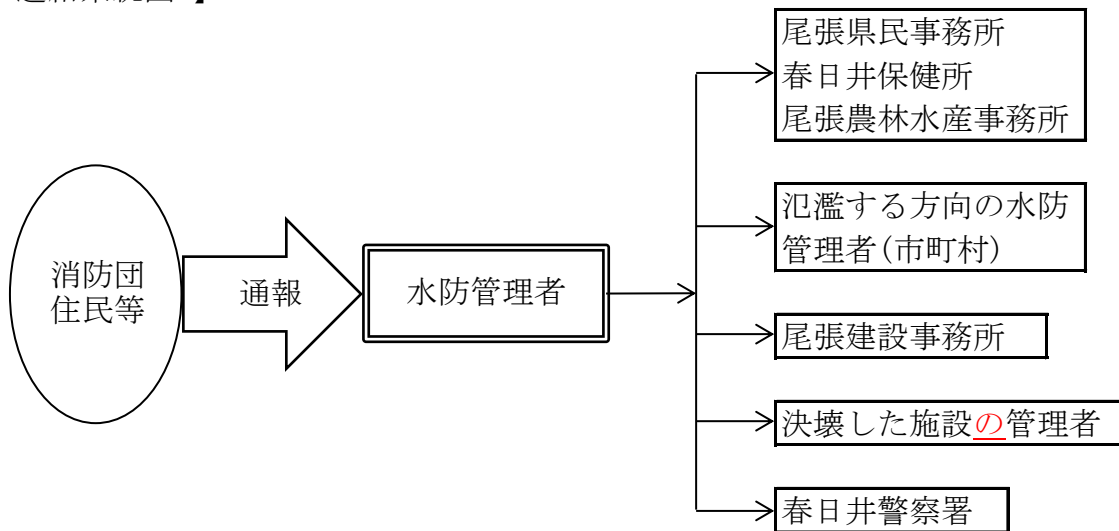
(1) 決壊等の意味

- ア 堤防決壊（破堤） 堤防が完全に切れ、水が居住側（堤内）にあふれ出たもの。
- イ 堤防斜面（法）崩れ 堤防の斜面（法面）が崩壊し、応急復旧が必要なもの。
- ウ 越水（水のあふれ） 堤防等は決壊（破堤）していないが、水が堤防を乗り越えて居住側（堤内）へ氾濫しているもの。
- エ 漏水 堤体又は地盤に水が浸透し、水の通過する部分、いわば水みちができて居住側堤防斜面（川裏）に流れ出すもの。
- オ 亀裂 通常、亀裂は堤防の上端（天端）又は堤防斜面（法面）に、堤防に平行して生じる。上端（天端）に生じた亀裂は、大規模な堤防斜面（法）崩れの原因となる。

(2) 速報

水防管理者及び消防長は、堤防その他の施設が決壊して氾濫又は氾濫のおそれがあるときは、ただちに尾張建設事務所、決壊した施設の管理者、氾濫する方向の水防管理者及び春日井警察署、関係機関（尾張県民事務所、春日井保健所、尾張農林水産事務所等）へ通報しなければならない。

【 連絡系統図 】



2 決壊後の処置（法第26条）

水防管理者及び消防長は、次の事項に留意して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

- ア 適切な水防工法の実施
- イ 避難勧告等
- ウ 関係機関への通報
- エ 自衛隊の派遣要請を知事に要請

3 決壊等による被害状況の報告

水防管理者及び消防長が、決壊や水のあふれ（越水）に起因する氾濫による被害を認知したときは、次のとおりすみやかに報告するものとする。

(1) 人的・住家被害

水防管理者は、被害状況を取りまとめ、原則的に愛知県防災情報システムに入力し県に報告する。

(2) 公共土木施設被害

水防管理者は、被害状況を取りまとめ、庄内川河川事務所、尾張建設事務所及び尾張農林水産事務所に対し報告する。

第7 水防解除

水防管理者は、消防団等に水防の解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに尾張建設事務所に通知するものとする。

第8 費用負担と公用負担

1 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(法第41条) ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との間の協議によって決める。

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防のため必要があるときは、水防管理者又は消防長は、次の権限を行使することができる。また、水防管理者等から委任を受けたものは、次のアからエ（イにおける収用を除く）の権限を行使することができる（法第28条第1項・第2項）

ア 必要な土地の一時使用

イ 土石、竹木、その他の資材の使用若しくは収用

ウ 車両、その他の運搬用機器の使用

エ 排水用機器の使用

オ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、消防長にあつては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要な場合にはこれを提示しなければならない。

公用負担権限証明書			
○ ○ ○ ○			
上記の者に、 の区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明します。			
令和 年 月 日			
春日井市長			○ ○ ○ ○ 印

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成して、その1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡さなければならない。

(第○○号)			
公 用 負 担 証			
目 的 別 負 担 内 容	種 類 使 用	収 用	処 分 等
令和 年 月 日	春日井市長	○ ○	○ ○ 印
	事務取扱者	○ ○	○ ○ 印
○ ○ ○ ○ 殿			

3 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損失を補償する。(法第28条第3項)

第9 水防報告と水防記録

水防管理者は、水防が終結したときは、3日以内に次の事項を取りまとめて、様式

- 1、様式2により愛知県尾張建設事務所長に報告する。（法第47条）
- ア 水防本部設置及び水防解除の日付及び時刻
- イ 消防機関に属する者の出動時期及び出動人員
- ウ 巡視警戒、水防工法等水防作業の状況
- エ 堤防、水こう門等の異常の有無及びそれに対する処置とその効果
- オ 使用資器材の種類・数量
- カ 法第28条による公用負担の内容
- キ 応援の状況
- ク 避難勧告及び立退きの指示の発令日時、発令区域
- ケ 水防関係者の死傷
- コ 水防功労者及び功績
- サ 水防管理者の所見
- シ その他必要事項

第1号様式

水防報告書（水防管理団体）

報告者

番号

内線

水防管理団体名		令和 年 月 日報告					
増水(出水)の概要		級	川水系	川始め	河川		
		最高時間雨量	mm	月 日	時	地内	
		総雨量	mm	月 日	時	月 日	時
水防	実施日時	月 日		時頃 ~	月 日		時頃
	実施箇所	NO.	河川名	左右岸	位置	人員	実施工法
		1			m	名	
		2					
3							
活	延出動人員	水防団	名	自衛隊	名	居住者	名
		消防団	名 ()		名	計	名
動	水防作業の概要及び水防工法						
水防の結果	種別	人	家屋	田畑	堤防	その他	
	水防の効果	名	棟	ha	m		
	被害						
使用資器材		種類	数量	単価	金額(円)		
特記事項							

備考

「増水(出水)の概要」「実施箇所」…複数ある場合は別紙に記載すること。

「特記事項」…①水防功労者の氏名、年齢、所属、功績概要、②決壊(破堤)又は水があふれた(越水)箇所を記入すること。紙面が足りない場合は別紙とすること。

第2号様式

令和〇〇年台風第〇号における水防活動
 (〇〇県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇日)

○概要

〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを越える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への積み土のうや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出動延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約12時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み (300袋) ・避難誘導 (20世帯) ・排水作業 (3件)

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸 (〇〇地先)
堤防巡視

水防活動または
被害状況写真

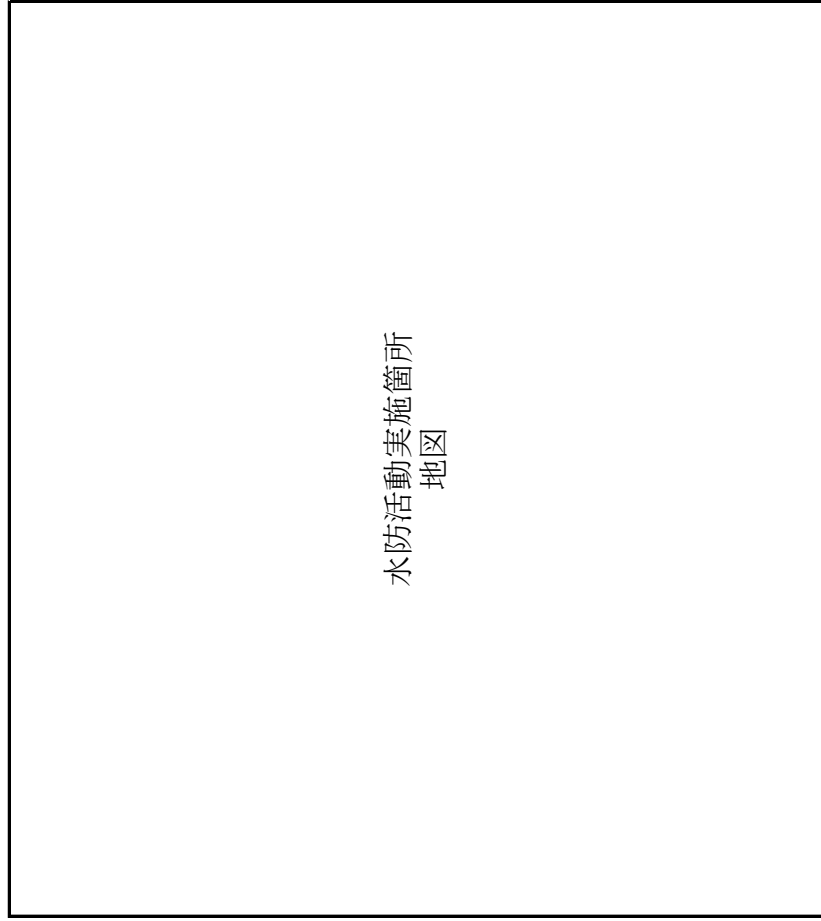
〇〇川左岸 (〇〇地先)
積み土のう工

水防活動または
被害状況写真

〇〇川左岸 (〇〇地先)
月の輸工

水防活動または
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害



水防活動実施箇所
地図

第11章 他の水防機関等との協力応援

第1 居住者の義務等

消防機関に属するものは、水防活動上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者の立入りを禁止し、制限し若しくは退去を命ずることができる。

(法第21条第1項)

水防管理者及び消防長は、水防上やむを得ない必要があるときは、その区域内の居住者又は水防現場にいるものを水防に従事させることができる。(法第24条)

水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、その区域の居住者に対し、避難のため立ち退くことを指示することができる。この場合、春日井警察署長にその旨を通知しなければならない。(法第29条)

第2 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認められるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。(法第22条)

第3 他の水防管理団体の応援

水防管理者は、緊急の場合必要に応じ他の水防管理者、市町村長、消防長に対して応援を求めることができる。(法第23条第1項)

第4 自衛隊の応援

(1) 災害派遣要請手続き

水防管理者は、自衛隊の派遣要請を必要とするときは、災害派遣要請者である県知事に災害派遣要請の依頼手続きをとるものとする。

(自衛隊法第83条第1項、災害対策基本法第68条の2第1項)

(2) 自衛隊の派遣について

この計画に定めるもののほか、「春日井市地域防災計画」に定めるところによる。

第12章 排水機の運転調整の意義

現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川の水があふれる(越水)及び決壊(破堤)などの恐れがあるときは、外水氾濫による甚大な浸水被害を回避するため、河川に強制排水するために設置された排水機の運転を一時的に調整する必要がある。統一的な排水調整を図る必要がある河川については、排水機の運転調整を円滑に実施するための要綱等が定められている。

南部ポンプ場、大留ポンプ場、勝西ポンプ場、南部暫定ポンプ場の管理者は、第10章の活動に基づき水防警報発表時には、気象条件、河川、流域の状況等を考慮して、適切にポンプの運転管理(運転調整等)を行う。

1 庄内川排水ポンプ場運転調整要綱

(目的)

第1条 一級河川庄内川及び矢田川（以下「庄内川」という）において、沿川地域の雨水など内水排除のために設置された排水ポンプ場の運転調整は、庄内川が整備水準を上回る洪水に見舞われた時、庄内川の流量負荷を軽減し越水又は破堤などによる外水氾濫の危険度を小さくすることで甚大な被害の発生を回避し、人的被害の防止と財産及び経済的被害を軽減することを目的として実施するものである。

(本要綱の対象期間)

第2条 本要綱の対象期間は、枇杷島橋または、その下流の河川改修が進捗するまでの期間とする。上記事業完了以降は別に定める。

(運転調整の通知及び発令)

第3条 運転調整は、排水ポンプ場の管理者がポンプ操作の一環として実施する。

河川管理者は、河川水位情報などについて関係機関に通知するものとする。

2 庄内川からの越水及び破堤が生じた場合の運転調整は河川管理者が発令する。

(運転調整対象ポンプ場)

第4条 運転調整を行うポンプ場は、原則として庄内川の中下流部（河口～東谷橋）及び矢田川の直轄管理区間へ雨水排水を行うすべてのポンプ場とし、各ポンプ場とも全施設を運転調整の対象とする。対象ポンプ場は、別紙のとおりである。

(準備水位の事前連絡)

第5条 ポンプ場運転調整に必要な準備を行うため、準備水位を設ける。

準備水位は、枇杷島水位観測所の出動水位・T.P. 6.40mとする。

準備水位に到達し更に水位上昇が予想される時、河川管理者は河川水位情報などについて、関係機関に連絡するものとする。

(基準地点及び水位観測所)

第6条 運転調整を行う基準地点は枇杷島橋水位観測所（14.4kp）とする。

(基準水位)

第7条 運転調整は庄内川において水位がHWLを超える恐れがある時または枇杷島橋地点において越水又は破堤の恐れがある時（河川管理施設等構造令での最低基準の余裕高を確保した水位を上回る時）に行うものとし、基準水位は、枇杷島橋水位観測所にてT.P. 8.00mとする。

(基準水位の通知及び運転調整の発令)

第8条 基準水位に到達した時、河川管理者から排水ポンプ場の管理者に、排水ポンプ運転調整の基準水位に達した旨を通知するものとする。

2 庄内川からの越水又は破堤が発生した時、河川管理者は越水又は破堤した地点から上流の排水調整対象ポンプ場の運転を調整する旨、発令するものとする。

(運転調整の解除の通知及び発令)

第9条 第8条第1項の運転調整は、基準地点の水位が基準水位を下回った時、河川管理者から排水ポンプ管理者に排水ポンプの運転調整の解除、もしくは庄内川の水位情報について通知するものとする。

2 第8条第2項の運転調整は、越水又は破堤した地先の応急復旧が完了した時、もしくは庄内川の水位が低下し排水ポンプの運転による水が破堤箇所などからの浸水の恐れがなくなった時は、河川管理者から排水ポンプ場の管理者に排水ポンプの運転の可能性について発令するものとする。

(新川の排水調整時の運転調整)

第10条 一級河川新川上流域もしくは新川下流域において排水調整を行っている時、且つ、庄内川の洪水が新川洗堰を越流する時には、河川管理者からの通知により、新川洗堰から上流の庄内川運転調整対象の排水ポンプ場は、運転調整を行うものとする。

(操作管理規定への規定及び経過措置)

第11条 この要綱は、庄内川に排水することを目的として設置する排水ポンプ場に定められる操作管理規定に規定するものとする。但し、操作管理規定に定めるまでの間の操作にも適用するものとする。

(雑則)

第12条 情報連絡体制は別紙のとおりとするほか、操作に関する記録などは関係機関で更に調整し定めるものとする。

2 本要綱の見直しは、各関係機関で変更の必要が生じた場合に協議の上、行うことができる。

(附則)

第13条 本要綱は平成13年6月1日から施行する。

平成14年6月1日、第6条改定。

平成17年6月1日、第2条、第6条、第7条、第12条改定。

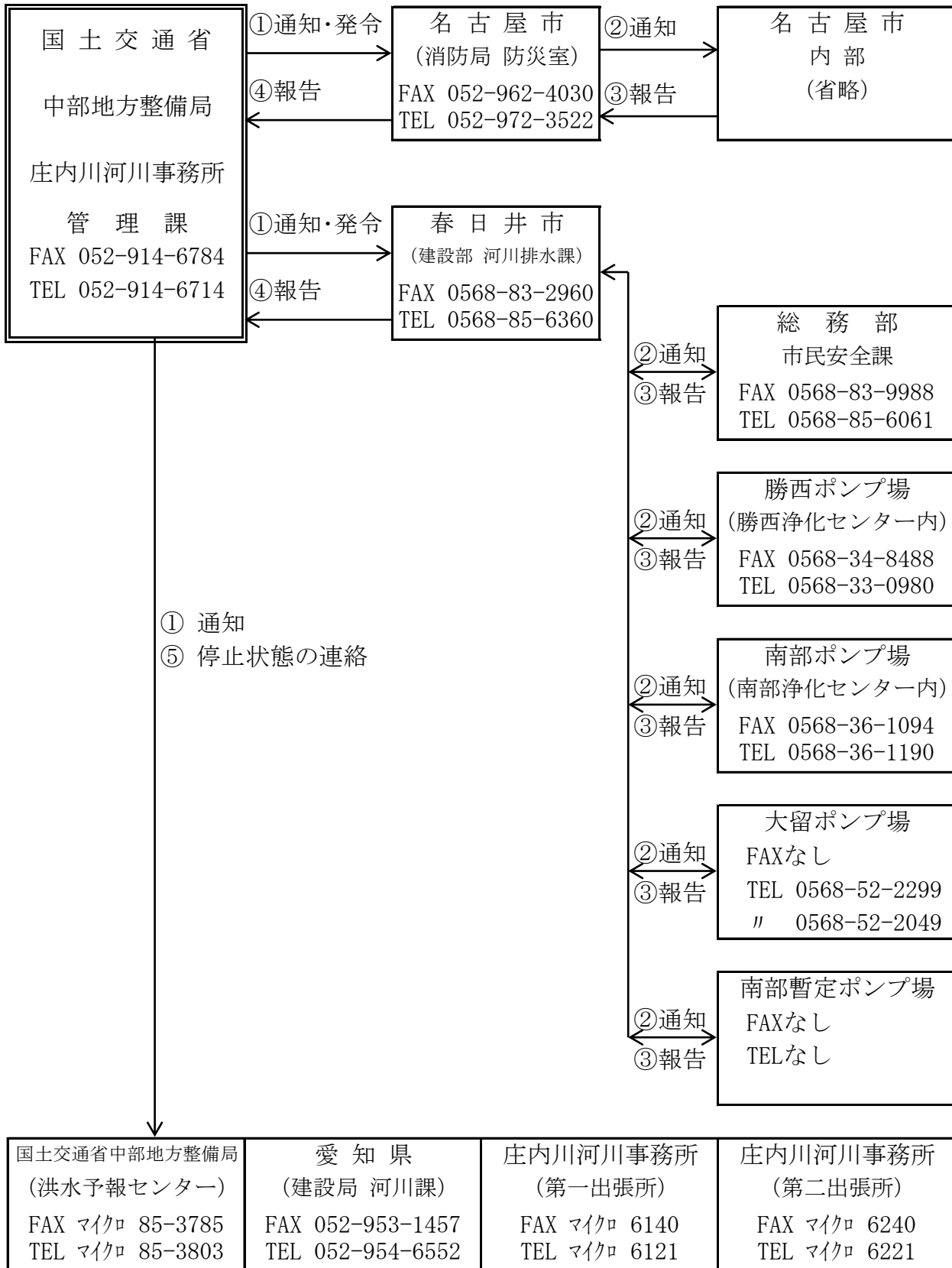
平成26年6月1日、第2条、第6条、第7条改定。

○ 庄内川中下流部及び矢田川での運転調整対象排水ポンプ場

番号	排水ポンプ場名	管理者	排水先河川名・位置 (管理者)	流域・流域変更の別	ポンプ容量 m ³ /S	備考
1	宝神	名古屋市	庄内川左岸0.4km(国)	荒子川から流域変更	43.00	基準地点における 運転調整の対象外
2	当知	名古屋市	庄内川左岸3.3km(国)	荒子川から流域変更	12.73	基準地点における 運転調整の対象外
3	打出	名古屋市	庄内川左岸6.3km(国)	荒子川から流域変更	60.17	検討中
4	岩塚	名古屋市	庄内川左岸9.2km(国)	荒子川・中川運河から 流域変更	22.33	検討中
5	中村	名古屋市	庄内川左岸11.6km(国)	荒子川・中川運河から 流域変更	36.33	検討中
6	城北	名古屋市	庄内川左岸15.4km(国)	堀川・荒子川・中川運 河から流域変更	14.42	
7	落合	名古屋市	庄内川右岸19.5km(国)	新川から流域変更	17.00	
8	守山	名古屋市	庄内川左岸21.3km(国)	庄内川流域	13.33	
9	川北	名古屋市	庄内川左岸24.7km(国)	庄内川流域	19.67	
10	勝西	春日井市	八田川左岸0.4km(国)	庄内川流域	2.42	
11	南部	春日井市	庄内川右岸24.1km(国)	庄内川流域	14.49	
12	南部暫定	春日井市	庄内川右岸26.6km(国)	庄内川流域	2.80	
13	大留	春日井市	内津川放水路左岸 0.1km(県)	庄内川流域	4.41	
14	福德	名古屋市	矢田川左岸0.4km(国)	堀川から流域変更	25.00	
15	三階橋	名古屋市	矢田川左岸4.0km(国)	堀川から流域変更	30.33	
16	守西	名古屋市	矢田川右岸3.9km(国)	庄内川流域	30.35	
17	宮前	名古屋市	矢田川左岸7.1km(県)	堀川から流域変更	28.33	

○ 庄内川排水ポンプ場運転調整連絡系統図

- (準備水位の通知) : 枇杷島水位 (T.P. 6.40m)
- (基準水位の通知) : 枇杷島橋水位 (T.P. 8.00m)
- (その他超過洪水による発令) : 庄内川堤防越水・破堤



(新川が排水調整時、かつ、庄内川の洪水が新川洗堰を越流する時の通知)

愛知県(尾張建設事務所)
FAX 052-961-7879
TEL 052-961-4421

① 通知
⑥ 停止状態の連絡

国土交通省
中部地方整備局
庄内川河川事務所
管理課
FAX 052-914-6784
TEL 052-914-6714

②通知

⑤報告

②通知

⑤報告

① 通知
⑥ 停止状態の連絡

名古屋市
(消防局 防災室)
FAX 052-962-4030
TEL 052-972-3522

③通知

④報告

春日井市
(建設部 河川排水課)
FAX 0568-83-2960
TEL 0568-85-6360

③通知

④報告

名古屋市
内部
(省略)

総務部
市民安全課
FAX 0568-83-9988
TEL 0568-85-6061

勝西ポンプ場
(勝西浄化センター内)
FAX 0568-34-8488
TEL 0568-33-0980

③通知

④報告

南部ポンプ場
(南部浄化センター内)
FAX 0568-36-1094
TEL 0568-36-1190

③通知

④報告

大留ポンプ場
FAXなし
TEL 0568-52-2299
" 0568-52-2049

③通知

④報告

南部暫定ポンプ場
FAXなし
TELなし

③通知

④報告

国土交通省中部地方整備局
(洪水予報センター)
FAX マイクロ 85-3785
TEL マイクロ 85-3803

愛知県
(建設局 河川課)
FAX 052-953-1457
TEL 052-954-6552

庄内川河川事務所
(第一出張所)
FAX マイクロ 6140
TEL マイクロ 6121

庄内川河川事務所
(第二出張所)
FAX マイクロ 6240
TEL マイクロ 6221

第13章 水防訓練

水防訓練は8月までに1回以上実施することとし、水防工法及び避難訓練を関係機関の協力を得て実施する総合訓練とする。

なお、市民に対し、水防意識の高揚などを周知徹底するものとする。